第6章

シエラレオネ地方自治法

落合 雄彦

要約:

2002 年 1 月に内戦の終結が宣言されたシエラレオネでは、地方自治制度改革が「紛争後の課題」として注目されている。2004 年には地方自治法が成立して地方議会選挙が実施され、およそ 32 年ぶりに地方議会が復活した。本章では、シエラレオネにおける「紛争後の課題」としての地方自治制度改革に注目し、その理解にとって必要不可欠な国内法である地方自治法の仮訳を試みる。

キーワード・

シエラレオネ 地方自治 分権化 地方議会 最高首長

はじめに

西アフリカの小国シエラレオネでは、長年続いた紛争の終結が 2002 年 1 月に正式に宣言されて以降、戦後復興に向けた動きが加速している。紛争後のシエラレオネが取り組むべき課題はまさに山積しているが、なかでも特に注目されているのが地方自治制度改革である。地方自治や地方分権といったテーマは他のアフリカ諸国においても広く取り組まれている改革課題であり、それ自体はけっして目新しいものとはいえない。しかし、今日のシエラレオネで進められている地方自治制度改革には、「紛争後の課題」としての特別の

意味合いが含まれている。というのも、同国では従来、全国に 150-200 程度 あった首長区で世襲的な伝統的首長による恣意的な支配が行われる一方、中央では一党制のもとで一部のエリートが政治権力や経済資源(ダイヤモンド利権など)を独占するといった、いわば二極分化された非民主的な支配状況がみられたのであり、それこそが紛争の誘発あるいは長期化の一因と考えられてきたからである。そして、そうした紛争に深く関連する非民主的な統治のあり方を改善すべく推進されてきたのが、民主的に選出された代表から成る地方議会を中央と首長区の中間層に設け、その役割を強化していこうとする今回の地方自治制度改革にほかならなかった。

本章では以下、2004年1月に国会で採択され、3月に施行された地方自治法の仮訳を試みる。同法では、県、タウン、市という3種類の行政区に合計19の地方議会を設置すること(第2条、第1別表)、地方議会選挙は4年毎に実施されること(第5条)、地方議会は12名以上で構成され、伝統的な首長制のある行政区では最高首長代表もその構成員に含まれること(第4条、第1別表)、各行政区には普通選挙で選出された議長が置かれること(第11条)、地方議会首席行政官が議会決定の履行に対して責任を負うこと(第31条)、地方自治サービス委員会が地方議会職員の人事関連ガイドラインを策定すること(第38条)、地方議会は中央からの交付補助金、地方税の一部、固定資産税などをその主要な財源とすること(第45条)、副大統領を議長とする地方自治・分権化閣僚間委員会が設けられ、それが地方自治法の履行を監督すること(第109-110条)などが定められている。

なお、本章では local council を「地方議会」と訳出した。しかし、シエラレオネにおける「ローカル・カウンシル」は、その旧宗主国イギリスの場合と同様、単に条例を定めたり予算を審議したりするといった議会としての機能だけではなく、行政執行機関としての役割も担っている(第 20 条)。その意味では、それはわが国の地方公共団体における議会と執行機関を合わせたような存在であるので注意されたい。また、以下の仮訳では、基本的かつ重要と思われる箇所に下線を付してあるので適宜参考にされたい。

〈仮訳〉

地方自治法

The Local Government Act, 2004

2004年3月4日施行

第1章 前文

第1条 本法においては、文脈上異なる解釈を要する場合を除き、

「汚職対策委員会」(Anti-Corruption Commission) とは、2000 年 汚職対策法 (Anti-Corruption Act, 2000) によって設置される汚 職対策委員会を意味し、

「資産」(assets) とは、動産および不動産を含み、

「議長」(Chairperson)とは、第11条あるいは第125条に従って 選出される者を意味し、それにはフリータウン市議会の場合に おける市長 (mayor)を含み、

「首長区議会」(Chiefdom Councils)とは、首長区議会法(Chiefdom Councils Act) のもとで設置される首長区議会を意味し、

「委員会」(Commission) とは、第 35 条によって設置される地方自治サービス委員会(Local Government Service Commission)を意味し、

「憲法」(Constitution) とは、1991 年シエラレオネ憲法 (the Constitution of Sierra Leone, 1991) を意味し、

「議員」(Councillor)とは、地方議会構成員を意味し、

「移譲される機能」(devolved function)とは、中央政府が行使し、 第20条のもとで地方議会に移譲される機能を意味し、

「選出議員」(elected Councillor)とは、第4条1項b段のもとで 選出される地方議会議員を意味し、

「有権者」(elector)とは、2002年選挙法(Electoral Laws Act, 2002)

に従って作成される有権者登録簿に氏名が記載されたすべて の者を意味し、

「会計年度」(financial year) とは、政府会計年度を意味し、

「閣僚間委員会」(Inter-Ministerial Committee) とは、第 109 条のもとで設置される地方自治・分権化閣僚間委員会 (Inter-Ministerial Committee on Local Government and Decentralisation)を意味し、

「行政区」(locality) とは、地方議会の行政地域を意味し、県 (district)、タウン(town)、市(city)あるいは首都圏(metropolis)を含み、

「地方議会」(local council) とは、第2条2項c段のもとで設置される地方議会を意味し、

「地方税」(local tax) とは、地方税法(Local Tax Act) のもとで 設けられる地方税を意味し、

「地方議会首席行政官」(Local Council Chief Administrator) とは、 第31条のもとで任命される者を意味し、

「地方自治財政委員会」(Local Government Finance Committee) とは、第 52 条のもとで設置される地方自治財政委員会を意味し、

「大臣」(Minister)とは、地方自治担当大臣を意味し、

「省」(Ministry)とは、地方自治担当省を意味し、

「通常居住地」(ordinarily resident)とは、通常居住し、一時的不 在の後にもそこに戻って居住する家屋あるいは場所を意味し、

「最高首長議員」(Paramount Chief Councillor) とは、第 4 条 1 項 c 段のもとで選出される地方議会構成員を意味し、

「移行期間」(transition period) とは、第2条2項c段のもとでの地方議会設置後の最初の4年間を意味し、

「選挙区」(ward) とは、地方議会議員選出のために国家選挙委

員会(National Electoral Commission)によって作成・画定される、行政区内の地区を意味する。

第2章 行政区および地方議会の設置

- 第2条 1 第2項に従い、第1別表の第1部に定められる地域が行政区となる。
 - 2 大統領は、本法の目的のため、大臣、財政担当省および国家選挙委員会の勧告に従い、行政命令 (statutory instrument) によって、
 - a シエラレオネ国内のいかなる地域をも行政区として宣言し、
 - b 同行政区に命名し、
 - c 同行政区に地方議会を設置し、
 - d 同議会の構成員数を定め、
 - e 地方議会の主要事務所が置かれる場所を特定し、そして、
 - f 本法が求めるその他の事項を定める。
 - 3 大臣、財政担当大臣および国家選挙委員会は、いかなる勧告を 行うにあたっても、
 - a 人口と人口密度
 - b 地理的連続性
 - c 地勢
 - d 将来の成長あるいは拡大、について考慮する。
- 第3条 1 第2条2項のもとで設置される地方議会は永久継承権と共通の 印章をもつ法人であり、その名称において訴訟を起こし、およ び起こされる。
 - 2 地方議会は、その機能を免除され、動産あるいは不動産を取得 および保持し、そうした財産を処分し、契約あるいはその他の 取引関係を結ぶ権利を有する。

第3章 地方議会の構成と議員の選挙

- 第4条 <u>1 地方議会は、第2条2項d段のもとで定められた人数で構成さ</u>れ、以下の者を含む。
 - a 議長
 - b 2002 年選挙法に従って普通選挙で選出された、行政区から の選出議員、および
 - c 第1別表第2部で定められ、行政区の最高首長によって利益代表として選出された最高首長
 - 2 第1項c段は憲法第72条における最高首長制をもつ行政区に 適用される。
 - 3 すべての地方議会は12名以上で構成される。
 - 4 選出議員として地方議会構成員になろうとする者は、政党候補 者あるいは無所属候補者のいずれであるかを選挙民に示す。
- 第5条 地方議会選挙は4年毎に実施される。
- 第6条 1 地方議会選出の資格を有する者は、
 - a 21歳以上の市民であり、
 - b 有権者名簿に記載され、かつ選出を望む選挙区に通常居住 し、そして、
 - c 法律の求めるすべての国税と地方税を納めている者である。
 - 2 以下の者には地方議会選挙に立候補する資格はない。
 - a 地方議会に雇用されている者
 - b 心身病弱のために職責を全うできないであろう者
 - c 詐欺、不正、あるいは傷害を含む違法行為のために死刑あるいは懲役を言い渡されたか、法律のもとでの選挙に関連する違法行為のために有罪判決を受けた者で、恩赦を受けていない者

- d 権威ある組織の命令で(自分からの要請ではなく)専門職人としての実践活動の資格を失っている実践専門職人
- e 以下の構成員
 - i 国会
 - ii 国軍
 - iii シエラレオネ警察
 - iv 裁判所
 - v 国家選挙委員会
 - vi 行政府、あるいは

f

- i 最高首長
- ii 首長区スピーカー (Chiefdom Speaker)、あるいは
- iii 大臣
- 第7条 本法に従って、議員は4年間の任期をもつ。
- 第8条 すべての議員は、地方議会に議席を獲得する前に、第2別表に定められた誓約書の内容を受諾し、かつそれを提出する。
- 第9条 1 議員の議席は以下の場合に空席となる。
 - a 議員死亡の場合
 - b 議長に文書で通知することで議員が構成員を辞職した場合
 - c 議員が第6条2項の定める資格を失った場合
 - d 正当な事由なくかつ議長に通知することなく議会会議を 3 回連続で欠席した場合、あるいは
 - e 自分が金銭的利害を有する契約についての審議と採決に加 わった場合
 - 2 地方議会は、第1項c,d,e段に関して議員に対する疑義が申し立てられた際には、同疑義について調査する疑義申立仲裁委員会(complaints and arbitration committee)を任命する。
 - 3 疑義申立仲裁委員会は、地方議会が推薦して大臣が承認した独

立的な立場の者から構成される。

- 4 疑義申立仲裁委員会は、議会が定めたときに開催され、調査事項についての報告書を地方議会に提出し、同報告書は、議会審議議事録が確定された段階で公表される。
- 5 地方議会は、同報告書を検討したのち、全構成員の 3 分の 2 以上の支持によって同構成員が議会構成員としての活動を停止する決議を採択できる。
- 6 議員は、第5項にもとづく地方議会の決定に不服がある場合に は、高等裁判所に提訴することができる。
- 第10条 1 選出議員のなかに空席が生じた場合、90 日以内に国家選挙委員会によって補欠選挙が実施される。ただし、選出議員の任期終了まで 6 カ月以内に空席が生じた場合には補欠選挙は実施されない。
 - 2 第1項にもとづいて空席を補充するために選出された者は、本 法の定める、前任選出議員の残余任期の間、職にとどまる。
 - 3 最高首長議員のなかに空席が生じた場合、行政区の最高首長は 別の最高首長を選出することで空席を埋める。
 - 4 第3項にもとづいて選出された最高首長は、本法の定める、前 任最高首長議員の残余任期の間、職にとどまる。
- 第11条 <u>1 第 125 条に定めるとおり、各地方議会には議長が置かれ、同議</u> 長は行政区有権者の普通選挙によって選出される。
 - 2 本法の定めるとおり、議長の任期は4年とし、再任まで認められる。
 - 3 議長は、本法の他の条項と抵触しないかぎり、
 - a 地方議会首席行政官を指導し、
 - b 年度開発計画および予算を作成し、承認のために地方議会 に提出し、
 - c 議会による決定および政策の履行状況を含む前月の議会活

動について毎月地方議会に報告をし、

- d 地方議会の決定および決議が履行されるように努め、
- e 地方議会の財政状況が適切に管理およびコントロールされるように努め、そして、
- f 地方議会が定めるような他の役割を果たす。
- 4 議長の席は以下の場合に空席となる。
 - a 議長死亡の場合
 - b 議長辞職の場合
 - c 議長職にある者が他の公職への任命を受諾した場合
 - d 詐欺、不正、あるいは傷害を含む違法行為のために死刑あるいは懲役を言い渡された場合
 - e 議長職にある者が他の法律にしたがって職責を全うする資格を失う事態が生じた場合、あるいは
 - f 第12条に従って議長が解任された場合
- 第12条 <u>1 以下の場合、第2項に従って、議長は地方議会の全構成員の3</u> 分の2以上が支持する決議によって解任される。
 - a 職権乱用
 - b 汚職
 - c 著しい無能
 - d 著しく不適切な行動あるいは行為
 - e 議長が職責を全うしえない身体的あるいは精神的な能力不 足、あるいは
 - f 地方議会の法的決定を正当な事由なく履行できなかったり 拒絶したりすること
 - 2 e 段を除く第1項のもとで議長を解任するためには、議会構成 員の3分の2以上の署名がなされ、以下の条件を満たした上申 書が大臣に提出される。
 - a 第1項の定める事由に従って議長を解任するための決議を

議会が採択する見込みであることを記し、そして、

- b 必要な証拠によって裏打ちされた疑義の詳細を明記する こと。
- 3 大臣は第2項で触れた上申書を受領してから7日以内に当該議 長と司法長官に対してその複写を送付する。
- 4 司法長官は、第3項に従って送付されてきた上申書を受領して から7日以内に最高裁判所判事と他の2名から成るパネルを組 織し、同パネルは上申書に記された疑義について調査し、その 調査結果について議長解任に相当する証拠があるかどうかを 含めて議会に報告する。
- 5 議長は、パネルの審議に出席し、および法律家や他の人物に代 理出席をさせることができる。
- 6 パネルがe段を除く第1項のもとでの議長解任に相当する証拠 があると判断し、かつ地方議会が議会全構成員の3分の2以上 の支持をえて解任決議を採択した場合、議長は解任される。
- 7 第1項e段のもとでの身体的あるいは精神的な能力不足にもとづいて議長を解任する場合には、地方議会構成員の 3 分の 2 以上の署名がなされ、以下の内容を含む上申書が大臣に提出される。
 - a 身体的あるいは精神的な能力不足を事由に議長を解任する ための決議を議会が採択する見込みであることを記し、そ して、
 - b 指摘された能力不足の具体的な内容を明記すること。
- 8 大臣は第7項で触れた上申書を受領してから7日以内に当該議長と司法長官に対してその複写を送付する。
- 9 司法長官は、第8項に従って送付されてきた上申書を受領し、 医科歯科審議会 (Medical and Dental Council) に諮問してから7 日以内に 3 名の有資格の医療専門家から成る医療審査会

(Medical Board)を組織し、同審査会は訴えのあった能力不足について議長を診察し、その結果を地方議会に報告する。

- 10 司法長官は、医療審査会が組織された際にそれを議長に通知する。
- 11 医療審査会は、設置後 14 日以内に議長を診察する。
- 12 議長は、医療審査会の定める日時に審査会に出席する。
- 13 医療審査会が身体的あるいは精神的な能力不足のために議長の職責を全うできないと判断し、議会が全構成員の 3 分の 2 以上の支持をえて解任決議を採択した場合には、議長は解任される。
- 14 医療審査会が、第 11 項に定められた 14 日間を過ぎたのち、議長が医療審査会に出席せず、あるいはそれを拒否したことを報告し、地方議会が 3 分の 2 以上の支持をえて議長の解任決議を採択した場合には、議長は解任される。
- 15 大臣は副議長に対してパネルあるいは医療審査会の報告を受領してから14日以内に地方議会を開催するように要請する。
- 16 議長解任動議は、大臣がパネルあるいは医療審査会の報告書を 受領してから 14 日以内になされるものとし、もしそれがなさ れない場合には、決議は無効となる。
- 17 議長は、本条に関する決議のための動議について、地方議会に 出席し、そこでの審議を傍聴する権利を有する。
- 18 パネルおよび医療審査会の経費は当該地方議会が負担する。
- 第13条 1 各地方議会には、選出議員のなかから全議員の過半数によって 選ばれた副議長が置かれる。
 - 2 副議長は、本法に従って、4年間の任期をもつ。
 - 3 副議長は、議長を補佐し、議長欠席の場合には代理を務める。
 - 4 第12条は、副議長の解任についても必要な修正の上で適用される。

第14条 第11条に従って、議長と副議長の選出は、第6条のもとでの選挙 後に開催された地方議会の初会議における最初の審議事項とされ る。

第4章 地方議会の会議および委員会

- 第15条 <u>1 地方議会は、議長が定める場所と日時において、少なくとも毎</u>月1回以上の通常会議をもつ。
 - 2 通常会議の日時と場所は各会議の1週間以上前に公表される。
 - 3 議長、あるいは議長欠席の場合は副議長か議員の互選によって 指名された議員が議会の会議で司会を務める。
 - 4 議長は、いつでも、または3分の1以上の議員の文書による要請がある場合には、特別会議を招集することができ、その公示では会議の目的が明記される。
 - 5 本法か地方議会の内規のなかで他に定められている場合を除 き、地方議会の決議は出席し投票した議員数の過半数で採択さ れる。
 - 6 地方議会会議の定足数は全議員の半数とし、財政事項を審議す るために開催される会議の場合については、定足数は地方議会 の全構成員の4分の3とする。
 - 7 地方議会は、それが雇用する職員あるいは管轄下にある職員に対して会議に出席して議会が求める情報や支援を提供するように要請することができる。しかし、そうした職員は議会によるいかなる決定事項についても投票をすることはできない。
 - 8 地方議会の会議は公開されるが、特定の会議における審議について秘密を要するとの決議がなされた場合には、地方議会は非公開で会議をもつことができる。
- 第16条 1 第2項に従って、地方議会は、英語あるいは行政区のコミュニ

ティで一般的な他の言語で審議を行う。

- 2 会議議事録および地方議会の他の記録は英語で記録される。
- 第17条 1 地方議会は、議会とその委員会の手続きを定めた、本法と抵触 しない内規を制定することができる。
 - 2 内規は議会構成員の3分の2以上の賛成で採択される。
 - 3 内規は常に順守され、地方議会を拘束する。
- 第18条 1 地方議会の会議議事録は議長あるいは会議を進行した他の者 によって署名される。
 - 2 議長あるいは会議を進行した他の者によって署名された、地方 議会およびその委員会の会議議事録は、議事録内で言及された 事項の証拠となり、さらなる証明なしに証拠として受け入れられる。
 - 3 地方議会の会議議事録は承認から14日以内に公表される。
- 第19条 1 地方議会は議員から構成され、議会が適当と判断する機能を果たす委員会を任命することができる。
 - 2 第1項を毀損することなく、地方議会は以下の委員会を任命できる。
 - a 開発計画委員会 (development planning committee)
 - b 予算財政委員会(budgeting and finance committee)
 - 3 議長以外の各委員は、任期中に少なくともひとつの委員会に参加する。
 - 4 議長はいずれの委員会の会議にも出席できるが、委員会のいか なる決議にも投票することはできない。
 - 5 委員会はその定めた事項について助言をえるために会議に出 席する者を選ぶことができるが、選ばれた者には投票権はない。
 - 6 委員会は、地方議会内規に従って会議の手続きを定める。
 - 7 すべての委員会会議は公開される。
 - 8 地方議会は、決議に従って、委員会が有効に機能していないと

判断した際には委員会の解散と再組織化をすることができる。

第5章 地方議会および議員の機能

- 第20条 1 地方議会は行政区における最高の政治機構であり、本法あるい は他の法律に合致した立法および執行権限を有し、その資源と、 中央政府、国内外の組織および民間セクターからえられた資源 や能力を用いて、行政区の開発と行政区の人々の福祉を向上す るための責任を負う。
 - 2 第1項の一般的規定を毀損しない限りにおいて、以下の事項が 地方議会の機能となる。
 - a 行政区の人々の開発と福祉に必要な人的および物的資源の 動員
 - b 行政区における生産活動と社会開発の促進·支援
 - c 基本インフラストラクチュア開発のためのプログラムの始 動・継続、および行政区におけるサービスの提供
 - d 行政区における居住地とその環境の開発・改善・管理に対 する責任
 - e 行政区のための開発計画の始動・策定・実施
 - f 行政区における公社、他の法定組織および非政府組織が支援・実施するプログラムおよびプロジェクトの履行の調整・協調
 - g 行政区の治安維持のための関連機関との協力
 - h 地方議会が首長区議会に認めた機能の実施状況をめぐる 監督
 - i 地方税率の決定
 - i 首長区議会予算の承認と予算執行の監督、および
 - k さらに以下の機能

- i 第126条に従って第3別表で移譲される機能
- ii 第2条2項のもとで定められた行政命令で規定される 機能
- 3 移譲機能について、担当政府官庁は、
 - a 政策事項に関して責任を負い、
 - b 地方議会に対して技術的な指導を提供し、そして、
 - c 地方議会による機能実績をモニターする。
- 第21条 1 本法に従って適当と判断した場合には、地方議会は、首長区議会、組織あるいは個人に対してその機能の一部を委任することができる。
 - 2 第1項には、条例を制定し、租税・手数料を課し、金銭を借り、 予算を承認し、あるいは行政区の開発計画を策定する機能は含 まれない。
 - 3 機能を移譲されたいかなる首長区議会、組織あるいは個人も、 四半期毎に会計財政事項を含む報告書を文書で地方議会に提 出し、同報告書は地方議会の敷地内と機能が委嘱された首長区 のすべての選挙区において掲示される。
- 第22条 政府省庁は、本法あるいは他の法律のもとで移譲される関連機能 について、国家政策を策定する責任を負い、地方議会はそうした 政策に沿って行動する。
- 第23条 政府省庁は、行政区に影響を及ぼすプロジェクトを準備および実施するにあたって、当該地方議会と協議する。
- 第24条 1 地方議会は、ひとつまたは複数の地方議会との合意のもとで、 共通利害のあるプロジェクトあるいは事項のための共同委員 会を任命し、同委員会に対してプロジェクトあるいは事項に関 する地方議会の機能を委任することができる。
 - 2 本条のもとで任命された委員会は追加の構成員を選出することができる。

- 3 本条のもとで任命された委員会は、特に指示のない限り、関連 地方議会に審議状況を報告する。
- 第25条 地方議会は、大臣に通知の上で、行政区に資する商業活動の振興 を他の地方議会とともに実施することができる。
- 第26条 1 第20条と抵触しない限りにおいて、政府閣僚は適当と判断される機能を地方議会に移譲することができる。
 - 2 当該政府省庁は、移譲機能の円滑な実施に必要な資源と権能を 地方議会に移管する。
 - 3 地方議会は、大臣の定める期日および方法に従って年次報告書を適当な大臣に対して提出する。
- 第27条 首長区議会は、地方議会の機能の遂行において地方議会と協力する。
- - a 当該地区における犯罪行為の予防
 - b 不法賭博行為の禁止あるいは制限
 - c 条例の制定および履行、および
 - d 首長区人民のための土地の維持

第29条 議員は、

- a 選挙区あるいは首長区と密接な連絡関係を維持し、地方議会で審議される事項について選挙民と協議し、その見解、 意見、提案を検討してそれらを地方議会に示し、
- b 議会の決定と議員が選挙民の指摘した問題の解決あるい は課題への対応のために取った行動を選挙民に報告し、そ して、
- c 行政区におけるコミュニティあるいは他の開発活動を促進 する。
- 第30条 1 第2項に従って、

- a 議員には、地方議会が定める交通費および他の手当が支給 され、そして、
- b 議長および副議長には地方議会が定める報酬が支給される。
- 2 すべての手当あるいは報酬は省が財政担当省と協議の上で発行したガイドラインに従って地方議会が支給する。

第6章 地方議会の職員および地方自治サービス委員会の設置

- 第31条 <u>1 委員会と協議の上で地方議会によって任命された地方議会首</u> 席行政官が各地方議会に置かれる。
 - 2 地方議会首席行政官は地方議会書記および地方議会運営の長である。_
 - 3 地方議会首席行政官および他の設置された公職への応募者は 委員会が定める選考基準を満たし、公募による透明な競争選考 過程をへる。
 - 4 地方議会首席行政官は、
 - a 地方議会の財政および他の資源管理と日常業務に責任を負い、
 - b 地方議会の法的決定の履行に責任を負い、
 - c 議長の機能遂行について支援・助言し、
 - d 地方議会の職員および部局の活動を指導および調整し、
 - e 地方議会の全文書および記録を保管し、
 - f 地方議会あるいは議長が定める他の機能を遂行し、そして、
 - g 職員の職務水準を維持する。
 - 5 地方議会首席行政官は、その機能を遂行するにあたり、地方議会のサービス提供・管理における説明責任と透明性を確保する。
- 第32条 1 第2項に従い、地方議会は、委員会と協議の上で、その機能の

効率的および適切な遂行に必要な他の職員を任命する。

- 2 地方議会は、委員会発行のガイドラインに明記されるレベルよりも下位の職員の任命については委員会との協議を要しない。
- 第33条 1 地方議会首席行政官は地方議会の指示に対して責任を負い、それに従う。
 - 2 地方議会の他の職員は地方議会首席行政官に対して責任を負う。
- 第34条 1 政府は、省を通してなされた地方議会からの要請に対して、その機能遂行を支援するための公務員を派遣する。
 - 2 第1項のもとで派遣された公務員は、
 - a 地方議会首席行政官に対して責任を負い、
 - b 社会保障および他の権利については国家公務員に準じ、そして、
 - c 協議の上で、地方議会によってその職員に任命されるか、 前職に復帰するかを決定する。
- 第35条 地方自治サービス委員会と呼ばれる委員会が設置される。
- 第36条 1 委員会は以下の者で構成される。
 - a 行政および地方自治についての相当程度の知識と経験を有する委員長
 - b 省の代表
 - c 公共サービス委員会 (Public Service Commission) の代表
 - d 設置事務局 (Establishment Secretariat) の代表、および
 - e 地方自治についての相当程度の知識をもつ他の4名(うち3名は女性)
 - 2 委員会委員は議会の承認をへて大統領が任命する。
- 第37条 1 職務上の委員を除く委員会委員の任期は3年とし、再任まで認められる。
 - 2 職務上の委員を除く委員会委員は、大臣を通じて大統領宛に文

書を提出することで辞職できる。

- 3 職務上の委員を除く委員会委員が、任期満了以前に死亡、辞職、 その他の事由で空席となった場合には、大臣が文書で空席を大 統領に報告し、大統領が、議会の承認をえた上で、残余期間の 職責を全うする他の者を委員に任命する。
- 4 大臣の文書による勧告によって、大統領は、委員会委員が国内 不在、病気、その他の事由のために職責を全うできないと判断 した場合には、当該委員の不能が解除されたと判断しうるか、 その任期が満了するかのいずれか最初の時期まで他の者を委 員として任命できる。
- 5 職務上の委員を除く委員会委員が正当な事由なく会議を 3 回 連続で欠席した場合には委員資格が停止される。
- 6 大統領は、心身病弱あるいは不適切な行動のために任務を遂行 できない委員を文書によって解任することができる。
- 第38条 1 委員会は、本法のもとで創設される分権化された政府システム に対して、調整、履行管理、監理の機能を提供する。
 - 2 第1項の規定を毀損することなく、委員会は、
 - a 公共サービス委員会と協議の上で、規律仲裁手続きおよび 議会職員からの申立取扱手続きを定めたガイドラインを 含む、地方議会職員の採用、訓練、昇進、報酬、規律に関 する政策ガイドラインを策定し、
 - b 地方議会被雇用者が任務を遂行し、責務を放棄する職員の 職務水準を定め、
 - c 専門職能団体との関わりのなかで地方議会の多様なカテゴ リーの職員の専門職基準とガイドラインを策定し、
 - d 地方議会の組織および職務分析の遂行を支援し、
 - e 公共サービス委員会と協議の上で、中央および地方政府の 職員がその昇進とキャリア開発において平等な期間をえ

<u>られるような共通のサービススキームおよび職務評価シ</u> ステムを開発し、そして、

f 地方議会間での平等な機会の実践を促進する。

- 第39条 委員会委員には、大臣が財政担当省と協議の上で定める報酬が支給される。
- 第40条 1 委員会は、委員長が定める日時と場所において会議をもち、少なくとも3カ月に1回は会議をもつ。
 - 2 委員会委員の3分の1以上の文書による要請があった場合、委員長は委員会の特別会議を開催する。
 - 3 委員会会議の定足数は5名とする。
 - 4 委員長は、出席した委員会会議のすべてで進行役を務め、欠席 の場合には、出席している委員会委員によって選出された委員 が代理を務める。
 - 5 委員会の採決は出席し投票した委員の過半数で可決され、賛否 同数の場合には委員長あるいは進行役の者が決定票をもつ。
 - 6 委員会は会議に出席できる者を選ぶことができるが、選ばれた 者は会議の採決に加わることはできない。
 - 7 本法に従って、委員会は会議の手続きを定める。
- 第41条 委員会は、その機能を免除するために、委員あるいは部外者から 成る小委員会を指名し、委員会が定める機能を小委員会に文書で 移行することができる。
- 第42条 1 委員会は、事務局に補佐される。
 - 2 事務局は、事務長、および委員会の効果的な機能遂行に必要と される他の職員から構成される。
 - 3 委員会の事務長と他の職員は公務員であり、設置事務局によって任命される。
 - 4 事務長は、事務局の長であり、以下の事項について委員会に対して責任を負う。

- a 委員会の諸事項の日常事務
- b 委員会会議議事録の記録および保管
- c 委員会職員の指導および監督
- d よりよい機能遂行のための委員会への技術的およびその 他の支援の提供
- e 委員会の決定の履行、および
- f 委員会が定める他の任務の遂行
- 第43条 1 各地方議会は、機能解除にあたって、第4別表に明記された部 局を設置し、委員会と協議の上で機能別部局を設置する。
 - 2 各地方議会は、部局の予算配分の準備、執行、管理に対して責任を負う。
- 第44条 すべての地方議会は、既存の政府物品購入ガイドラインに従って 入札を行い、物品購入契約を結ぶ。

第7章 財政事項

- 第45条 <u>1</u> 地方議会の経費は、独自の収入、機能移譲に伴う中央政府から の補助金、および政府官庁から移譲されたサービスのための資 金によって賄われる。
 - 2 地方議会は、独自の財源から収入を確保するように適切に努力する。
 - 3 補助金は、第 46 条、第 47 条、第 48 条に従って地方議会に配 分される。
 - 4 地方議会財源は以下から成る。
 - a 地方税からの税収入(precepts from local taxes)
 - b 固定資産税(property rates)
 - c ライセンス料
 - d 料金および手数料

- e 鉱物収入のシェア
- f 利子および配当、および
- g 行政命令にもとづいて財政担当省によって地方議会に割 り当てられたその他の政府歳入
- 第46条 1 毎年、地方議会には以下のタイド補助金が支給される。
 - a 機能移譲、および
 - b 行政経費
 - 2 毎年地方議会に配分される補助金総額は、国家予算の一部を構成し、政府公示および全国紙で公表される。
 - 3 地方議会への補助金総額は、それが国家予算のなかで示された 場合には、資金調達の総額が変更されるまでは変更されてはな らず、そうした状況が生じた場合には、個々の地方議会への変 更は地方自治財政委員会の勧告にもとづいて実施される。
- 第47条 1 2008 年に終了する会計年度を含むまでの期間は、国会は機能 が移譲される前年までの水準のサービスを維持するのに必要 な額を各移譲サービスについてタイド補助金として地方議会 に割り当てる。
 - 2 それ以後については、適切な水準で移譲サービスを提供できる 額を地方議会に割り当てる。
 - 3 地方議会に対して移譲サービスのために割り当てられた補助 金総額における年度毎の変動は、政府官庁に割り当てられた総 予算における年度毎の変動よりも不利であってはならない。
 - 4 国会は、国家優先順位とサービス水準の確保のために、こうしたタイド補助金の支出について定めることができる。
- 第48条 1 2008 年に終了する会計年度を含むまでの期間は、移譲サービスのための各タイド補助金をめぐる地方議会間の配分は、補助金対象機能を管轄する省が地方自治財政委員会に対して勧告し、公平原則にもとづいて実施される。

2 それ以後については、タイド補助金の配分は、居住者に対して 地方議会がサービスを提供するニーズおよび財源確保の能力 をもとに実施される。

第49条 1 タイド補助金は、管理経費として地方議会に支払われる。

- 2 第1項で言及された補助金の地方議会間の配分は、地方議会の 支出ニーズ、財源確保能力、財政および行政実績を反映した客 観的な要素にもとづいて実施される。
- 3 第1項で言及された補助金の額は、少なくとも物価上昇に見合って増額される。

第50条 1 補助金配分を不満とする地方議会は大臣にその旨訴えることができる。

- 2 第1項のもとでの訴えには、割当が配分の基盤となる原則に合致していない点を詳細に述べた文書を添付する。
- 3 大臣は、法律で定められた手続きに従い、訴えの受領から 30 日以内にその検討および判断を下し、その決定から 14 日以内 に判断事由を公表する。

第51条 <u>1 財政担当省による前記支払に付された条件と合致するように、</u> 支払いは月毎に地方議会に対して実施される。

2 地方議会への補助金および資金移動は、財政担当省によって、 地方議会の銀行口座へと直接支払われる。

第52条 1 地方自治財政委員会は、以下の構成員から成る。

- a 財政、地方政府および開発経済計画の各所管省の上級代表、 および
- b 全地方議会の議長によって選考され、公共財政に相当程度 の知識をもち、しかしいかなる地方議会からも独立した 4 名の者
- 2 議長によって選考された委員のうちの 1 名が地方自治財政委員会の会議を進行する。

- 3 地方自治財政委員会はその任務遂行を支援するのに必要な者 を指名することができる。
- 4 本条に従い、地方自治財政委員会は会議の手続きを定める。
- 5 財政担当省は、地方自治財政委員会のための事務局を提供する。
- 6 地方自治財政委員会委員は、国会の承認をえた上で大統領が任 命する。
- 第53条 1 職務上の委員を除く地方自治財政委員会委員は、3 年を任期と し、その満了に伴って再任まで認められる。
 - 2 職務上の委員を除く地方自治財政委員会委員は、大臣を通じて 大統領宛に文書を提出することで辞職できる。
 - 3 職務上の委員を除く地方自治財政委員会委員の職が、任期満了 以前に死亡、辞職、その他の事由で空席となった場合には、大 臣が文書で空席を大統領に報告し、大統領が、議会の承認をえ た上で、残余期間の職責を全うする他の者を委員に任命する。
 - 4 大臣の文書にもとづく勧告によって、大統領は、地方自治財政 委員会委員が国内不在、病気、その他の事由のために職責を全 うできないと判断した場合には、当該委員の不能が解除された と判断しうるか、その任期が満了するかのいずれか最初の時期 まで他の者を委員として任命できる。
 - 5 職務上の委員を除く地方自治財政委員会委員が正当な事由な く会議を3回連続で欠席した場合には委員資格が停止される。
 - 6 大統領は、心身病弱あるいは不適切な行動のために任務を遂行 できない地方自治財政委員会委員を文書によって解任するこ とができる。
- 第54条 地方自治財政委員会委員には、大臣が財政担当省と協議の上で定 める報酬が支給される。
- 第55条 地方自治財政委員会は、第67条1項で言及された予算を受取り、 審議し、第67条2項a段およびb段に従って、

- a 各地方議会への補助金配分を財政担当大臣に勧告し、そして、
- b 勧告された個々の金額の算出式を示す。
- 第56条 <u>1 地方議会は行政区内における以下の者にライセンスを発行す</u> る。
 - a 商業、ビジネスあるいは専門職を実践するための店舗を開 設あるいは維持し、
 - b カート、ワゴンあるいは自動化されていない乗物あるいは カヌーを所有し、あるいは、
 - c コンサート、ダンス、ミュージカル、演劇あるいは他のエンターテイメントを開催する者
 - 2 地方議会はライセンス発行の手数料を課すことができる。
 - 3 第1項のもとでライセンスが発行された、自動化されていない 乗物には、地方議会が定めたナンバープレートが装着されなけ ればならない。
 - 4 第1項のもとでのライセンスは、人あるいは財産に危害を与え、 あるいは牽引する動物に不要な苦痛を与えるような乗物に対 しては発行されない。
- 第57条 地方議会は以下について手数料を課すことができる。
 - a 市場の使用
 - b バス、タクシー、自動車、駐車場の使用
 - c 魚類、木材、砂、およびその他の建築用資材の採取、および
 - d 議会によって提供されたサービス
- 第58条 中央政府が徴収したものを除き、地方税および鉱物収入からえられた収入は、地方議会と首長区議会の間で分配される。
- 第59条 1 地方議会は、
 - a 各会計年度終了の3カ月前に各行政区のなかで地方税を納

めるべき者の翌会計年度の地方税納税額を定める。

- b 地方議会は、地方議会に納められるべき地方税の割合 (プリセプトと呼ばれる)を定める。
- 2 地方議会は、各会計年度終了の2カ月前までに、翌会計年度の 地方税額とそのプリセプト(地方議会への納付分)を管轄内の 首長区評議会に通知する。
- 3 首長区評議会は、地方税を徴収し、プリセプトを地方議会に納 める。
- 第60条 地方議会は、大臣が財政および鉱物資源担当省との協議の上で定める鉱物収入のシェアを受取る権利をもつ。
- 第61条 1 ライセンスは、条例に含まれるであろう条件、あるいはそうした条件がない場合には地方議会が適当と判断する条件に従って、本章のもとで発行される。
 - 2 条例あるいは地方議会が要求する条件は、詳細に、あるいはライセンスの参考資料によって確認される。
 - 3 本章において言及されたライセンスを必要とする者が、公務員 の要請があったにもかかわらずライセンスを提示できないと きには、50 万レオン以下の罰金または3カ月以下の懲役ある いはそれらの両方が科される。
 - 4 適切なライセンスを所持せずに、本章のもとでライセンスが求められる事項を行っている者、あるいは本章のもとで発行されたライセンスを所持していながらも、ライセンスに記された条件に違反している者は、60万レオン以下の罰金または6カ月以下の懲役あるいはそれらの両方が科される。
 - 5 ライセンスを貸与、借用、貸出、借受する者あるいは有効なライセンスを所持していないにもかかわらずライセンスを作成、 提示または使用する者は、60 万レオン以下の罰金または 6 カ 月以下の懲役あるいはそれらの両方が科される。

- 6 地方議会は、第4項および第5項の違法行為が確定した者に対 してはライセンスを取り消すことができる。
- 第62条 本法に従い、地方議会は、それが本法によって課された機能を遂 行するために必要なすべての経費を負担しなければならず、そう したすべての経費は地方議会の承認予算に含まれる。
- 第63条 地方議会は、収入および本法あるいは他の法律によって定められ た他の資金を預金するための銀行口座を開設および維持する。
- 第64条 1 第2項に従い、地方議会は、議会の資金の一部を株式、社債、または議会が適当と認める他の投資先に投資することができる。
 - 2 大臣は、財政担当大臣と協議の上で、地方議会の資産投資に関 する規則を作成する。
- 第65条 地方議会は、大臣が財政担当大臣と協議の上で承認した金額、融資元、方法、目的、条件に従ってローンを借り受け、あるいはオーバードラフト(残高以上の引き出し)をすることができる。また、大臣が財政担当大臣と協議の上で行政命令によって定めた金額を超過しないローンあるいはオーバードラフトについては承認は求められない。
- 第66条 1 第2項に従い、地方議会は、大臣が内閣の承認をえて官報で公 示し決定した金額を超過しない、正当な事由のある不良債権に ついては、その帳消し処理をすることができる。
 - 2 地方議会は、各四半期終了から 21 日以内に四半期内に帳消し 処理を行った金額とその事由を大臣に文書で報告する。
- 第67条 1 すべての地方議会は、各会計年度開始の3カ月前までに地方自治財政委員会に提出するための予算を作成する。
 - 2 予算は、
 - a 第85条3項に従い、地方議会の開発計画に含まれる行政区の優先順位とニーズを反映し、

- b 収入および支出の年間見込みにもとづいて均衡を図り、
- c 公的文書とされ、議会承認時および同予算が適用される会 計年度の間、地方議会の掲示板に公示される。
- 3 財政担当省は、大臣と協議の上で、本条のいうところの予算作 成のためのガイドラインを発行する。

第68条 地方議会は議会の収入確保のために資産を利用することがある。

第8章 固定資産税

(省略)

第9章 会計と監査

第81条 1 すべての地方議会は、会計文書および会計に関する記録を保管 し、翌会計年度の第1四半期の間に既存の財政規則に準じた最

終会計文書を作成する。

- 2 地方議会の会計財政報告は、会計監査官 (Auditor-General) あるいはその任命した監査官によって会計年度終了から 6 カ月以内に監査され、議会は議会の収支計算書および書類の検査のために必要かつ適切なファシリティを監査官に提供する。
- 3 会計監査官は、当該地方議会および大臣に会計監査報告書を提出する。
- 4 会計監査官は、会計における不適切な処理について報告書のな かで注意を喚起する。
- 5 収支計算書および会計監査官報告書は公共の文書であり、行政 区の適当な場所に公示される。
- 6 議長は、会計監査官報告書を受領してから 30 日以内に報告書 とともに年間収支計算書を地方議会に提出する。
- 7 議長は、報告書を受領してから6日以内に報告書について地方

議会が講じる対策についての報告書を大臣に提出する。

8 大臣は、会計監査官報告書と必要に応じて取られる対策についての報告書を国会に提出する。

第82条 <u>1 本法のもとでの機能を遂行するにあたり、会計監査官は本法に</u> 反する支出を却下する権限と以下の課徴を行う権限を有する。

- a 不適切として却下された支出を承認した者に対する支出額 の課徴
- **b** 収支に組み入れられるべきであったにもかかわらずそれ を怠った者に対する課徴、あるいは、
- c 怠慢あるいは不適切な行動によって損失あるいは欠損を生 じさせた地方議会、議会構成員、その他の者に対する課徴
- 2 第1項のもとでの支出却下と課徴を通知するにあたっては、会 計監査官はそうした決定にいたった根拠を文書で示す。
- 3 会計監査官によって支出却下および課徴が言い渡された者は、 会計監査官による支出却下あるいは課徴についての通知がな されてから 30 日以内に高等裁判所に提訴することができる。
- 4 会計監査官によって認定された金額は、認定から30日以内に 地方議会あるいは他の関連機関に対して支払われるか、第3 項にもとづく訴えがなされた場合には、訴えの棄却から30日 以内に支払われる。
- 5 地方議会は、第1項のもとで課徴された全額が徴収され、地方 議会の口座へと支払われたことを確認する。

第83条 1 会計監査官によって支払いが認定され、かつ支払い可能となった金額は、民間債務として回収される。

- 2 支払い金額の回収にあたっては、会計監査官が署名した証明書 が認定事実の確証となり、認定額の支払い記録を保管すべき当 該地方議会担当官が署名した証明書が支払いの確証となる。
- 3 会計監査官の決定を不服とする者は、高等裁判所に提訴するこ

とができる。

4 高等裁判所は、訴えに関して、会計監査官の決定を追認、変更 あるいは取消でき、裁判所が訴えに関する決定について適切と 判断する指示とともに会計監査官に同件を送付する。

第10章 内部監査

- 第84条 <u>1 すべての地方議会は内部監査局(Internal Audit Department)を</u> 設置する。
 - 2 内部監査局の長は、3カ月毎に、同局による過去3カ月間の内 部監査作業についての報告書を作成し、地方議会に提出する。
 - 3 内部監査局の長は、報告書の対象時期における地方議会の財政 面での行動について必要な考察を各報告書のなかで行う。
 - 4 報告書の複写は大臣に送付される。

第11章 開発計画

- 第85条 1 地方議会は行政区の開発を主導する開発計画を策定する。
 - 2 開発計画の原案は公表される。
 - 3 開発計画は地方議会の予算作成の基礎となる。
 - 4 地方議会は、開発計画を承認あるいは改定する前に、行政区の 住民、および行政区での活動に関わりをもつ政府機関・非政府 組織・国際組織と協議する。
 - 5 開発経済計画担当省は開発計画策定のためのガイドラインを 発行する。
- 第86条 <u>第85条1項の目的のために、地方議会は、以下の者から構成される地方専門計画委員会(Local Technical Planning Committee)を任</u>命する。

- a 地方議会首席行政官(委員会議長を務める)
- b 地方議会の適当な部局の長、および
- c 地方議会首席行政官によって選ばれた専門家
- 第87条 地方議会は必要に応じて開発計画を見直す。
- 第88条 承認された開発計画の複写は、承認後速やかに地方議会事務局で 入手とされ、各選挙区においても掲示される。
- 第89条 地方議会によって策定され承認された開発計画は、政府が採択した国家開発計画と矛盾してはならない。

第 12 章 条例

- 第90条 1 地方議会は、本法あるいは他の法令によって、あるいはそれらのもとで移譲される機能のために、憲法、本法あるいは他の法令と矛盾しない範囲で条例(bye-laws)を制定することができる。
 - 2 地方議会は、条例のなかで、
 - a 50 万レオンの罰金あるいは 6 カ月の懲役、あるいは同罰金 と懲役の両方を超えない範囲の罰則を定めることができ、
 - b 違法行為が継続している場合には、文書による通知が違法 行為者に届けられて以降、一日当たり 5000 レオンを超え ない範囲の罰金を追加的に科すことができ、
 - c 議会が適当と判断する手数料あるいは料金の支払い方法を 示すことができ、そして、
 - d 条例の適用が行政区全体か一部地域かを明記する。
 - 3 条例は、本法および他の法令の条項に従って読まれ、解釈される。
- 第91条 大臣が、本法のもとで制定された諸条例に関して統一した条項を 策定しうると判断した場合には、影響が及ぶ地方議会と協議の上

で、行政命令によって当該事項に関する統一条例を制定することができる。

- 第92条 1 地方議会で採択された条例は議長の署名を受ける。
 - 2 条例は、議長によって署名される前に大臣に送付され、大臣は 司法長官に対して同条例が憲法、本法あるいは他の法令と矛盾 しないかどうかについて助言を求める。
 - 3 大臣は、司法長官の助言にもとづいて以下のような行動をとる。
 - a 条例が憲法、本法あるいは他の法令と矛盾する場合、大臣 は条例受領から 90 日以内に修正あるいはその他の適切な 措置のために見解を付してそれを返送する。あるいは、
 - b 条例が憲法、本法あるいは他の法令と矛盾しない場合、大 臣は、議長による署名のために条例を地方議会に返送する。
 - 4 議長の署名を受けた条例は、憲法第 170 条 7 項に従って国会に 提出され、官報、行政区で購読されている新聞、地元ラジオ放 送およびすべての選挙区における掲示を通して公示される。
- 第93条 すべての条例の複写は、地方議会事務に保管され、要請に応じて 無料で公開される。
- 第94条 <u>1 地方議会は、地元の慣習あるいは伝統が行政区における開発の</u> <u>障害となり、あるいは地方議会が機能を果たすことを妨害する</u> 場合には、問題解決のために適切な伝統的権威と協議する。
 - 2 地方議会と伝統的権威の双方にとって満足のいく問題解決が なされた場合、議会は、必要に応じて地元の慣習あるいは伝統 を変更あるいは修正する条例を制定する。
 - 3 問題解決がなされない場合、不服とする側が省に訴える。

第 13 章 選挙区委員会

第95条 1 地方議会は、行政区内の各選挙区に選挙区委員会(Ward

Committee)を設置する。

- 2 選挙区委員会は以下の者から構成される。
 - a 同選挙区から選出されたすべての議員
 - b 首長制をもつ行政区の場合には首長区の最高首長、および
 - c 公共集会で選挙区居住者によって選出された、同選挙区に 居住する10名以内の者(少なくとも5名の女性を含む)
- 3 選挙区住民に対する公共集会通知は少なくとも 7 日間なされなければならない。
- 4 選挙区委員会構成員は報酬あるいは手当を支給されない。

第96条 1 選挙区委員会は、

- a 自助開発プロジェクトの遂行のために選挙区住民を動員し、
- b 地域の問題およびニーズをめぐる議論のための焦点を示し、必要に応じて改善措置を講じ、あるいは地方議会に提案をし、
- c 特に衛生に関するコミュニティ・ボランティア活動を組織 し、
- d 特定のプロジェクトおよびプログラムのための課税とそ の徴収について地方議会に提案をし、そして、
- e 地方自治および分権に関する権利と義務について住民に教 育する。
- 2 議員のうちの1名が選挙区委員会の議長を務める。
- 3 選挙区委員会議長は地方議会に対して委員会勧告および提案 を提出する責任を負う。
- 4 本条に従い、選挙区委員会は会議の手続きを定める。
- 5 選挙区委員会のすべての会議は公開される。

第14章 省の責任

- 第97条 <u>1 省は、地方議会が本法あるいは他の関連法令の枠内で活動する</u> ためにすべての地方議会の活動を査察および監視する。
 - 2 地方議会は、省に対して、議会活動の査察および監視に必要な 書類を提供する。
 - 3 査察を実施することを許された者は、他の法令に従って以下の 権限を有する。
 - a 査察に関連する敷地あるいは建物に立ち入り、査察を実施 し、
 - b 収支計算書、記録、備品および他の書類を検査し、査察に 関連する文書あるいは物品の提示を求め、必要に応じて査 察に関連する文書あるいは物品を保管し、あるいは、
 - c 独自の判断、あるいは通報者が不正の被害を受けているか 否かに関わりなく、通報された苦情にもとづいて調査を実 施する。
 - 4 地方議会がその責任領域内での責務を十分に果たしていない と省が判断した場合には、省は以下のことを特定する。
 - a 不履行の原因
 - b 不履行の改善方法
 - c 必要とされる行動あるいは介入の種類、および
 - d 議会がその機能と権限を適切に遂行できるためにその管理運営強化策として提供される支援あるいは能力構築
 - 5 省は、不履行を改善するために、いかなる機能を、いかなる方 法で、いかなる期間に実施すべきかについて、地方議会に対し て文書で指導あるいは助言する。
 - 6 地方議会が不履行を改善する能力をもたない場合、省は地方議会に代わってその機能を遂行し、議会に必要な能力を構築する ため手段を速やかに講じ、そのための協議を他の政府関係省庁と行う。

- 7 地方議会が90日以内に不履行の改善ができない、あるいはそれを拒否した場合、省は、その機能とサービスが適切に提供されると判断しうるまでの間、地方議会への補助金および資金を減額あるいは保留する。
- 8 大臣は、第1項のもとでの措置およびその事由を行政区の人々 に通知する。
- 第98条 1 省は、和解にいたらなかった以下の当事者間の問題、不明瞭さ、 係争について調停する。
 - a 複数の地方議会
 - b 権限あるいは機能の移譲に関する事項を含む、地方議会と、 省庁あるいは政府の他の組織、あるいは
 - c 地方議会と全国組織
 - 2 省が問題、不明瞭さ、係争について当事者に満足のいく解決策 を示すことができない場合、省は同案件を閣僚間委員会に報告 し、勧告を行う。
- 第99条 1 省は、以下の合意について、閣僚間委員会が求めるすべての条件を満たしていることを了解および証明し、合意および取り決めを承認する。
 - a 地方議会に対して権限あるいは機能を移譲するために省庁 あるいは政府の組織によって提案された合意、および
 - b 地方議会と、国内あるいは国際組織の間で提案された合意 あるいは取り決め

2 省は、

- a 第1項a段に関して、合意された能力および資源が提供されることを確実にするために、承認された合意内容の履行について監視し、
- b 省庁、国内あるいは国際組織による問題あるいは不足について適切な行動のための報告をし、

- c 省、機関、組織および地方議会の間の係争あるいは対立を 調停および解決し、そして、
- d 合意に関する適切な修正を閣僚間委員会に勧告する。
- 第100条 1 大統領は、以下の場合、国会構成員の3分の2以上の賛成をもって、地方議会の権限を代行することができる。
 - a 地方議会が要請し、かつそれが公共の利益となるであろう場合
 - b 行政区に非常事態宣言が発令された場合
 - c 地方議会が機能することが極めて困難あるいは不可能となった場合、あるいは
 - d 議会が繰り返し権限を越えて行動した場合
 - 2 大統領による第1項のもとで付与された権限の行使は、大統領 が任命した者あるいは団体を通じてなされる。
 - 3 国会によってさらに長期の代行が認められない限り、本条のも とで付与される権限の行使期間は90日以内とする。
 - 4 第3項のもとでの期間の終了に伴い、大統領は行政区の行政を 現職地方議会に返還するか、もし現職地方議会が行政区の行政 を担当することができない状況が継続していると国会が判断 した場合には、
 - a 議会の残余任期が12カ月を超えているときには、大統領は 60日以内に新しい選挙を実施する。あるいは
 - b 議会の残余任期が 12 カ月に満たないときには、次回選挙 が実施されるまでの間、大統領が行政区の行政を継続する。
- 第101条 <u>1 シエラレオネの各州には州調整委員会(Provincial Coordinating</u>
 Committee) が設置される。
 - 2 州調整委員会は以下の者から構成される。
 - a 駐在大臣 (Resident Minister) (委員会議長を務める)
 - <u>b</u> 州事務官 (Provincial Secretary) (委員会書記を務める)

- c 州内の各地方議会議長、および
- d 州内の各地方議会の地方議会首席行政官(ただし投票権なし)
- 3 駐在大臣不在の場合、州事務官が州調整委員会会議の議長を務め、委員がそのなかから書記を新たに選出する。

第102条 1 州調整委員会は、

- a 州内地方議会の活動を調整し、
- b 複数の地方議会が共通の関心をもつ開発プログラムの効果的な履行のために地方議会が協力できるように努め、
- c 州内における公共サービスの提供を評価および調整し、そ して、
- d 大臣によって指定される他の機能を果たす。
- 2 州調整委員会は、駐在大臣あるいは州事務官が定める場所において、少なくとも3カ月に1回は会議を開催する。
- 3 本章に従い、州調整委員会は会議の手続きを定める。

第 15 章 透明性、説明責任および参加

- 第103条 <u>すべての議員、および任命あるいは指名の地方議会職員は、2000</u> 年汚職対策法の適用を受ける。
- 第104条 <u>1 すべての議員、および任命あるいは指名の地方議会職員は、着</u> <u>任あるいは離任から30日以内に汚職対策法が定める様式にも</u> とづいて資産に関する報告を行う。
 - 2 報告の原本および複写は、
 - a 議員の場合、省および汚職対策委員会にそれぞれ提出される。
 - b 任命職員の場合、委員会および汚職対策委員会にそれぞれ 提出される。

- c 指名職員の場合、公共サービス委員会および汚職対策委員 会にそれぞれ提出される。
- 第105条 すべての地方議会は、毎年、議会の総合的な資産目録を作成して 省に提出する。
- 第106条 1 地方議会のすべての収入は、政府印刷局製の特殊番号付用紙による領収書によって記録される。
 - 2 地方議会職員のうち、以下の者は 1000 万レオンの罰金あるいは 3 年以内の懲役、あるいはその両方を科される。
 - a 収入用領収書に不正を加えた者
 - b 偽物あるいは複写の領収書を使用した者
 - c 記載されている価値および金額を偽り、あるいはそれに不 正を加えた者、あるいは
 - d 誤った徴収あるいは収入記録をもたらす行為を故意に行った者
 - 3 裁判所は、第2項のもとで科される罰則に加えて、同項で有罪 判決を受けた者の免職をすることができる。
- 第107条 1 地方議会は、議会敷地内の掲示板および各選挙区の掲示板に、 少なくとも 21 日間、以下の文書を掲示する。
 - a 月間収支計算書
 - b 年間収支報告書
 - c 地方議会資産目録
 - d 税および手数料に関する条例および通達
 - e 議会会議議事録、および
 - f 開発計画
 - 2 報告、通達および通知の複写は、地方議会が定める手数料を支払って申請することで入手できる。
- 第108条 省は、地方議会における参加プロセスを振興し、ガヴァナンスへ の市民の包摂および関与を促進する。

第 16 章 分権化閣僚間委員会

第109条 1 地方自治・分権化閣僚間委員会が設置される。

- 2 閣僚間委員会は以下の者から構成される。
 - a 副大統領 (議長を務める)
 - b 地方自治担当大臣
 - c 財政担当大臣
 - d 開発経済計画担当大臣
 - e 教育担当大臣
 - f 保健衛生担当大臣
 - g 司法長官
 - h 農業担当大臣
 - i 労働担当大臣、および
 - j 地方議会の利益を代表する、互選によって選ばれた4名の 地方議会議長

第110条 1 閣僚間委員会は、

- a 本法の適切な履行を監督し、
- b 地方自治および分権化の一層の進展および履行を監督し、
- c 地域の民主主義および参加型政治を擁護および促進し、そ して、
- d 省、政府部局および機関、州行政体、および地方議会の間における係争を仲裁する。
- 2 閣僚間委員会は、その機能履行を補佐するための小委員会を任命できる。
- 3 閣僚間委員会は、会議の手続きを定め、大臣あるいは公務員に対して、会議への出席、必要な情報の提供、機能履行のための支援を求めることができる。

第111条 大臣は、閣僚間委員会の事務局を提供し、省事務次官が委員会書 記を務める。

第17章 雑則

(省略)

第18章 移行条項

- 第125条 1 議長は選出議員のなかから全議員の多数決で選出される。
 - 2 第 1 項は本法が効力をもつようになって最初の選挙にのみ適 用される。
- 第126条 大臣は、本法が効力をもってから 6 カ月以内に、行政命令によって地方議会に移譲される最初の機能と移行プログラムを定める。
- 第127条 1 設置事務官は、移行期最初の1年間、公務員を派遣し、1年を 超えない期間、以下の役割を果たす。
 - a 地方議会首席行政官の機能を果たし、
 - b 地方議会による機能遂行を支援する。
 - 2 第34条2項は本条のもとで地方議会に派遣された公務員に適用される。

第19章 規則

第128条 大臣は、行政命令によって、本法条項の遂行のために必要と判断 する規則を定める。

第 20 章 廃止

第129条 1 以下の法令は廃止される。

農村地域法(Rural Areas Act)

シェルブロ都市県議会法(Sherbro Urban District Council Act) 県議会法(District Council Act)

ボータウン議会法 (Bo Town Council Act)

タウンシップ法 (Townships Act)

1960 年フリータウン市議会 (諸法有効性確認) 法 (City Council of Freetown (Validation and Confirmation of Acts) Act, 1960)

1964 年地方団体 (監査) 法 (Local Authorities (Audit) Act, 1964)

1965 年地方団体 (雑則条項) 法 (Local Authorities (Miscellaneous Provisions) Act, 1965)

1966 年地方団体(税委任)法(Local Authorities (Warrants for Rates) Act, 1966)

1973年フリータウン市制法(Freetown Municipality Act, 1973)

- 2 第1項における法令の廃止にもかかわらず、廃止された法令の もとで制定され、本法の施行時に有効であった条例は、別途廃 止されるまでの間、該当する行政区における効力を有する。
- 3 第 1 項の地方団体の名において管理委員会が本法での最初の 選挙以前に結んだ取り決めあるいは合意は、第 4 項に従う範囲 で、本法のもとで設置される地方議会に適用される。
- 4 地方議会は、閣僚間委員会が本法と合致していると了承しない 限り、いかなる取り決めあるいは合意を採択あるいは履行する ことはできない。
- 5 廃止された法令のもとで設置されていた管理委員会は、議員が 就任した日に、それまでの行政地域における行政、執行あるい は立法の権限を停止する。

第1別表 地方議会

第1部

以下の行政区が設けられる。

A 県

ボー県 (Bo District)

ボンバリ県 (Bombali District)

ボンス県 (Bonthe District)

カイラフン県 (Kailahun District)

カンビア県 (Kambia District)

ケネマ県 (Kenema District)

コイナドゥグ県 (Koinadugu District)

コノ県 (Kono District)

モヤンバ県 (Moyamba District)

ポートロコ県 (Port Loko District)

プジュフン県 (Pujehun District)

トンコリリ県 (Tonkolili District)

西部地域地方県(Western Area Rural District)

B タウン

ボータウン (Bo Town)

ボンスタウン (Bonthe Town)

ケネマタウン (Kenema Town)

コイドゥ/ニューセンベフンタウン (Koidu/New Sembehun Town)

マケニタウン (Makeni Town)

C 市

フリータウン市 (Freetown City)

第2部

各地方議会における最高首長の人数は以下のとおり。

ボー県議会	3名
ボンバリ県議会	2名
ボンス県議会	2名
カイラフン県議会	3名
カンビア県議会	2名
ケネマ県議会	3名
コイナドゥグ県議会	2名
コノ県議会	3名
モヤンバ県議会	3名
ポートロコ県議会	2名
プジュフン県議会	2名
トンコリリ県議会	2名
西部地域県議会	0名
ボータウン議会	1名
ボンスタウン議会	0名
ケネマタウン議会	1名
コイドゥ/ニューセンベフンタウン議会	2名
マケニタウン議会	1名
フリータウン市議会	0名

第2別表 議員宣誓

(省略)

第3別表 地方議会に移譲される機能

(省略)

第4別表 地方議会部局

(省略)

第5別表

(省略)